

※最新の情報は当院のホームページで確認ください。

COVID-19感染症における実習生、引率教員の実習制限

2025/6/1改定
公立八女総合病院
総務課

実習生・引率教員本人が	COVID-19診断陽性 無症状/有症状	発症日(検体採取日)を0日とし、6日目から実習可能。 ただし、10日間が経過するまでは、感染予防の徹底をする。
	有症状(軽微含む) /疑似症	医療機関受診し、原因検索を推奨。 原因検索で感染リスクがなければ、実習可能。
	陽性者とマスクを着用せず接触 した場合(濃厚接触者)	(自宅内などで)感染対策を講じる。 サージカルマスクを正しく着用し、感染対策を徹底し実習可能。(患者との接触は最低限にする。) 最終曝露日から7日間は健康状態に注意し、症状出現時は速やかに指導者へ報告する。(受診推奨)